

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は安定した利益体質の構築を図り、企業価値を高め、将来にわたり発展・成長していくという経営の基本方針を実現するため、経営上の組織体制を整備するなどの諸施策を実施し、経営の効率性、透明性を高め、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの方々の立場を尊重し、その責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本としています。また、当社のコーポレート・ガバナンスそのものが時代に即しているのか、そのあり方を常に追求し、変化に対応していきます。

当社では、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っています。当社の監査役制度は十分に機能していると判断しています。

なお、2006年6月29日開催の第59回定時株主総会後に執行役員制度を導入し、取締役の員数の適正化を図るとともに、社外監査役の増強を図り、現在、取締役は9名（うち2名は社外取締役）、監査役は4名（うち2名は社外監査役）で構成されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】【補充原則4-3】

CEOの解任に関する具体的な手続きやその評価基準は定めておりません。しかしながら、当社は複数の社外取締役および社外監査役を選任しており、これら独立社外者と連携をとる体制を構築し、独立かつ客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るなど、業績などの適切な評価を踏まえた経営監視を実施しております。これら社外取締役による監督、社外監査役による監査を実施することで、CEOの解任手続きも含め、企業統治は十分に機能していると考えております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】【補充原則4-10】

経営陣幹部・取締役の指名については、取締役会において各候補者の経歴、実績、知識、経験、能力等について詳細な説明を行い、社外取締役も交えて慎重に審議の上決定しており、現時点では指名委員会等を設置する必要はないと考えてあります。

なお、報酬については、取締役の報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を2019年4月に設置しております。

また、独立性・客観性と説明責任強化の観点から、より実効的な委員会運営を図るため、2020年4月より報酬委員会の委員長を最高経営責任者（CEO）から社外取締役に変更しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役の要件を、国籍および性別を問わず、豊富な業務上の専門知識と経験、高いマネジメント能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行できる者と定め、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備えた者で構成されるよう人選を行ってあります。また、監査役には、財務・会計・法務に関する知見を有した者を選任しております。

取締役会全体としての実効性に関する分析・評価については、取締役・監査役全員を対象にアンケートを実施し、その集計結果に基づいて取締役会で審議し、取締役会の評価を行い、その結果の概要を開示するとともに、課題への対応を図ることとしてあります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取引関係の維持・発展を目的とし、必要と認める会社の株式を保有しております。また、保有株式については適宜見直しを行い、意義が不十分あるいは資本政策に合致しないものについては、縮減を進めます。

政策保有株式の保有・買増し・処分の要否については、取締役会規定に基づき取締役会に諮っております。また、政策保有株式の状況については、毎年取締役会にて、銘柄ごとに、保有目的・保有リスク・時価・配当利回り等を精査し、保有の適否を検証しております。

当社は、政策保有株式について、当該企業の持続的な価値向上および当社との取引関係の維持・発展を図るとの観点から、議決権行使しております。また、社会的不祥事などコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などには反対票を投じます。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社の役員と取引を行う場合は、取締役会の審議および決議を要することと定めております。また、当社が行う主要株主等との取引は、一般的な取引と同様、所定の決裁規定に基づき承認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の年金制度は、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、適切に分散した資産配分による運用を行っております。

資産運用に関する意思決定は、確定給付企業年金運用管理委員会の審議を踏まえ決定しております。確定給付企業年金運用管理委員会には当社の財務部門や人事部門の部門長等適切な資質を持った人材を配置しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、「創造と開拓」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。また、中期経営計画を策定し、その具体的な内容をホームページ等で公表しております。

(2)本報告書 . 1. 基本的な考え方方に記載しております。

(3)当社の役員報酬の基本方針は以下のとおりです。

[役員報酬の基本方針]

・当社の役員報酬は、経営目標達成の動機づけと中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める制度となるよう設計しております。

[報酬水準の考え方]

・当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や同業他社の水準等を考慮し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう設定します。

[報酬構成]

・取締役の報酬は、「基本報酬」と「業績連動型株式報酬」により構成します。

「基本報酬」…役位・会社の業績・個々の職責および実績に応じた金銭報酬とします。

「業績連動型株式報酬」…中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資する株式報酬制度とします。制度内容は「1.1.【インセンティブ関係】取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおりです。

なお、役員退職慰労金制度は2018年6月27日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

(4)取締役候補の指名につきましては、各事業部門をカバーできるバランスを確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に検討しております。監査役候補の指名につきましては、財務・会計に関する知見、当社事業全般に関する理解、企業経営に関する多様な視点を有しているかの観点より総合的に検討しております。社外取締役・社外監査役候補の指名につきましては、会社法に定める社外性要件および金融商品取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験、高い見識を有しているかの観点より総合的に検討しております。上記方針に基づき、CEOが内容を検討・協議した結果を取締役会に提案し、決議しております。

なお、取締役および監査役がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、取締役会の決議を経て、株主総会にて解任することとしております。

(5)取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に略歴等および選任理由を記載しております。

【原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)】【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会に上程すべき項目を取締役会規定で定め、それ以外の項目は決裁規定等で経営陣幹部へ権限を委譲しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補者として、会社法に定める社外性要件および金融商品取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験、高い見識に基づいて、取締役会での議論に貢献できる方を選定しております。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、経営に関する実質的な審議が可能な範囲として、取締役9名(うち2名は社外取締役)、監査役4名(うち2名は社外監査役)で構成しております。取締役候補の指名につきましては、各事業部門をカバーできるバランスを確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に検討しております。監査役候補の指名につきましては、財務・会計に関する知見、当社事業全般に関する理解、企業経営に関する多様な視点を有しているかの観点より総合的に検討しております。社外取締役・社外監査役候補の指名につきましては、会社法に定める社外性要件および金融商品取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験、高い見識を有しているかの観点より総合的に検討しております。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】【補充原則4 - 11】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役が他社の役員を兼任している場合は、取締役会でその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。また、事業報告において、各取締役・監査役の主要な兼任状況を毎年開示しております。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】【補充原則4 - 11】

当社は、取締役・監査役全員を対象に、取締役会に向けた準備、取締役会における審議、取締役会の実効性確保のための環境整備等に関するアンケートを実施し、その集計結果に基づいて取締役会で審議し、取締役会の実効性評価を行っております。

【原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】【補充原則4 - 14】

新任の社外取締役・社外監査役には、就任に先だって会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を常勤の取締役・監査役より説明しております。新任の役員には、新任役員研修を実施し、必要な法的知識および取締役の役割や責務を習得しております。加えて、財務・会計等の知識の習得についても進めております。常勤監査役は、新任時のみならず継続的に外部のセミナーや勉強会等に参加し、必要な知識の習得を行っております。加えて、全役員・経営陣幹部を対象に、毎年、外部講師を招き、その時々の情勢に適した内容で役員研修会等を実施し、必要な知識の習得や更新等を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めております。

(1)CEOおよびCOOが管掌する経営戦略部門がアナリスト・機関投資家向けのミーティング等の開催を行い、株主・投資家との対話の充実を図っております。

(2)株主の皆様との対話を促進するため、社内の関連部門は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有等、積極的に連携を取りながら、公正、適正に情報開示を行っております。

(3)当社は、中間・期末の決算説明会を開催しており、また、開示資料の当社ホームページへの掲載等により、情報開示の充実に努めています。

(4)株主の皆様との対話において把握された意見は、経営陣幹部や関係各部署にフィードバックして情報を共有しております。

(5)決算発表前の期間はサイレント期間として、投資家の皆様との対話を制限しております。また、インサイダー情報の取り扱い等、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニコン	4,300,000	8.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,943,400	8.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,240,700	6.65
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,824,748	5.80

株式会社三菱UFJ銀行	1,504,000	3.09
JP MORGAN CHASE BANK 380055	1,306,076	2.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,258,700	2.58
日本電子共栄会	1,190,050	2.44
日本電子グループ従業員持株会	1,044,953	2.14
日本生命保険相互会社	1,042,000	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
長久保 敏	他の会社の出身者										
中尾 浩治	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長久保 敏		HRコンサルタント(株)の代表取締役社長であり、当社と同社の間では、業務委託契約を締結しておりましたが、当該契約を解約いたしました。	同氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、取締役会の意思決定が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外取締役に選任いたしました。 同氏は、HRコンサルタント(株)の代表取締役社長であり、当社と同社の間では、業務委託契約を締結しておりましたが、業務委託料は多額の金銭に該当せず、また、同氏が社外取締役に選任されましたので、当該契約を解約いたしました。 以上のことから一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断いたします。

中尾 浩治		同氏は、豊富な経験と見識を備え、取締役会の意思決定が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断ができ、一般株主と利益相反の生じるおそれがない人材として、客觀性、中立性を重視して、社外取締役に選任いたしました。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の報酬の決定に関する手続きの透明性および客觀性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を2019年4月に設置しております。

また、独立性・客觀性と説明責任強化の観点から、より実効的な委員会運営を図るため、2020年4月より報酬委員会の委員長を最高経営責任者(CEO)から社外取締役に変更しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

・監査役と会計監査人の連携状況

会計監査については有限責任監査法人トーマツを選任し、監査役と相互に連携をとりながら監査を実施しております。

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 大中康宏	所属する監査法人名 有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 五十嵐勝彦	有限責任監査法人トーマツ

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 3名

(注)その他は、公認会計士試験合格者等であります。

・監査役と内部監査部門の連携状況

当社および関係会社に対する法令遵守の徹底を図ると共に経営効率化を進めるため、「国内関係会社に対する内部監査規定」に則して関係会社監査を実施しております。さらに、海外については、年2回開催される東京ミーティングにおいて、ヒアリング等を通して意思疎通を図っております。また、内部監査機能を強化し、業務監理室(所属人員4名)を設置し、本社監理および関係会社監理を行うと共に、監査役の補佐を行い、監査役との連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤明史	弁護士													
黒岩法夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤明史			同氏は、弁護士であって、経営者の職務遂行が適法なものであるかどうかにつき厳正な判断ができる、一般株主と利益相反の生じるおそれがない人材として、客観性、中立性を重視して、社外監査役に選任いたしました。
黒岩法夫		2006年6月まで当社の主要取引銀行である(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)に在籍しておりました。	同氏は、豊富な経歴および経験と監査能力を備え、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外監査役に選任いたしました。同氏は(株)三菱UFJ銀行を退職後10年以上が経過し、その後は当社と直接取引関係がない企業の監査役を歴任しております。 また、同行の当社に対する持株比率は約3.1%ありますが、当社は複数の金融機関と取引しており、当社への影響度は希薄であります。 以上のことから一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

・取締役(社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く)および当社と委任契約を締結している執行役員(国外居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」といいます)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

・本制度は、前中期経営計画「Triangle Plan」の残存期間である1事業年度および現中期経営計画「Triangle Plan 2022」の対象となる3事業年度の

合計4事業年度を対象期間とし、期間中の各事業年度の業績評価に応じてポイントを付与した上で、取締役の退任時にポイント相当分の当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付するものです。

・業績評価は、中期経営計画との連動性を鑑み、連結営業利益、ROE等を評価指標としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役に支払った報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役9名 417百万円

(注)取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役報酬の基本方針

経営目標達成の動機づけと中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める制度となるよう設計する。

b. 報酬の構成

取締役の報酬は、「基本報酬」(金銭報酬)と「業績運動型株式報酬」(第71回定時株主総会第7号議案「取締役に対する業績運動型株式報酬等の額および内容決定の件」で承認可決)により構成する。ただし、監督機能を担う社外取締役および非業務執行取締役については、その職務に鑑み、定額の基本報酬のみとする。

c. 報酬水準の考え方

当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や同業他社の水準等を考慮し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう設定する。

d. 基本報酬の決定

報酬水準の考え方に基づき作成した役位別、業績達成度別の報酬テーブルに基づき決定する。当該報酬テーブルは、役位別の標準額を定め、業績評価指標の目標値に対する達成度に応じて標準額の85%から115%までの範囲で基本報酬の額が変動する内容とする。

業績評価指標は、1. 連結売上、2. 連結営業利益の達成率とする。ただし、社外取締役および非業務執行取締役については、業績達成度を加味せず、当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や同業他社の水準等を考慮して設定する標準額を基本報酬の額とする。

e. 業績運動型株式報酬の決定

報酬水準の考え方に基づき策定した役位別ポイントに業績評価指標(1.連結営業利益、2.連結経常利益、3.単体管理ベース営業利益、4.ROE)の目標値に対する達成度により算出した業績運動係数(50%～170%)を乗じたポイント数を付与する。なお、1ポイントは当社株式0.5株とする(ただし、株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がされる)。また、国外居住者に対しては、付すべきポイント数に相当する金銭を交付する。

f. 報酬額の割合

報酬水準の考え方に基づき、基本報酬と業績運動型株式報酬の割合については、基本報酬8割、業績運動型株式報酬2割を目安として決定する。ただし、社外取締役および非業務執行取締役については業績運動型株式報酬の対象外とし、その報酬は、業績達成度を加味しない定額の基本報酬のみとする。

g. 報酬を与える時期および条件に関する方針

毎年定時株主総会終結後の取締役会にて1年間の基本報酬の額および業績運動型株式報酬に係るポイントの付与数(国外居住者に対して交付する付すべきポイント数に相当する金銭の額を含む)を決定する。基本報酬および国外居住者に対して交付する付すべきポイント数に相当する金銭の支給期間は、上記取締役会の翌月7月から翌年6月までの1年間とする。また、業績運動型株式報酬については、支給対象となる取締役の退任時(死亡による退任を除く。)に当社株式および換価処分金相当額の金銭の交付を行う。支給対象となる取締役が死亡した場合には、その時点で付与されているポイント数に応じた当社株式を換価した上で、当該取締役の相続人に対して、換価処分金相当額の金銭の交付を行う。支給対象となる取締役が退任前に海外赴任により国外居住となることが決定した場合には、その時点で付与されているポイント数に応じた当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭の交付を行う。

h. 報酬内容についての決定方法

過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が委員長を務める報酬委員会(取締役会の諮問機関)にて取締役の個人別の報酬の内容、額および数を審議し、結果を取締役会へ報告後、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容、額および数を決議する。

i. その他重要な事項

業績連動型株式報酬については、受益権確定日よりも前に、制度対象者が職務の重大な違反、または社内規程の重大な違反があった場合等には、当該制度対象者に対して本制度に基づく会社株式およびその売却代金の交付および給付は行わないものとするマルス条項を設定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

- ・業務監理室を設置し、本社監理および関係会社監理を行うと共に、監査役の補佐を行っております。
- ・社外取締役および社外監査役は、事業計画の進捗確認会議等、主要な会議体へオブザーバーとして出席しております。また、その他の主要会議資料の閲覧が可能であり、必要な情報を入手しております。
- ・取締役会資料を事前配布し、必要に応じて議案の内容の事前説明を実施しております。
- ・当社工場や展示会への見学および当社主催のセミナーへの参加等を実施し、事業への理解を深めてもらえるよう、サポートしております。
- ・社外取締役および社外監査役を補助する担当部署、担当スタッフを置いております。
- ・社外取締役および社外監査役は、CEO、COOおよび経営陣幹部との定期的な意見交換の機会を設定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）[更新]

【当社のガバナンス体制】

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監督および監査を行っています。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監督および監査を行っています。

経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数（定款上の定員の上限）の適正化など経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

なお、当事業年度開催の取締役会は15回、経営会議は51回、経営執行会議は8回、監査役会は20回それぞれ開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

【当社のガバナンス体制の選択の理由】

監査役には財務および会計に関する相当程度の知見を有する者があり、さらに社外監査役は経営から独立した立場から、取締役会への出席をはじめとして関係会社および支店の監査、取締役の職務の執行を監査する等、当社のガバナンス体制は監査役による監督機能を十分に果たせる仕組みが構築されております。

社外のチェックという観点からは、社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていると考えております。

【コーポレート・ガバナンス体制の整備および実行に係る内容】

2006年4月からマネジメント会議の見直しの一環として、従来の常務会を経営会議に変更し、より実効性のあるスピーディーな事業運営ができる体制をとっております。

また、会社の社会的責任を重視した社会貢献、コンプライアンス、リスクマネジメントについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「CSR委員会」を設置し、その推進、強化に努めており、内部統制、リスクマネジメントに係る委員会ならびに内部監査部門、JGMSおよびMDQMSからの報告を受け、CSR活動に対する諮詢・提言を行うとともに取締役会に報告を行うこととしております。

さらに、「業務監理室」にJGMSおよびMDQMSを除く内部監査機能を集約しております。

【監査役の機能強化に関する取り組み状況】

<監査役監査を支える人材・体制の確保状況>

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況および社外監査役のサポート体制を参照ください。

<財務および会計に関する知見を有する監査役の選任状況>

常勤監査役福島一則氏は、当社の執行役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役後藤明史氏は、弁護士であって、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役黒岩法夫氏は、株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員および株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）の執行役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

<社外役員の独立性に関する考え方>

社外取締役の選任状況の当該社外取締役を選任している理由および社外監査役の選任状況の当該社外監査役を選任している理由を参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月26日開催の第72回定時株主総会の議決権行使より電磁的方法による議決権の行使を採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年6月26日開催の第72回定時株主総会の議決権行使より議決権電子行使プラットフォームを採用
招集通知(要約)の英文での提供	2020年6月25日開催の第73回定時株主総会の招集通知(狭義の招集通知および参考書類)より英文での提供開始

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後および第2四半期決算発表後に、決算概要、経営方針等について説明会を開催しています。 なお、2020年は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、当社ウェブサイトにて動画配信形式で行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: https://www.jeol.co.jp/corporate/ir/index.html 掲載資料:電子公告、決算短信、適時開示書類、有価証券報告書、株主総会および報告書、決算説明会資料、統合報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2019年度よりアニュアルレポートと環境報告書を統合した「統合報告書」をホームページに掲載しています。 2006年4月にCSR委員会を設置しました。理科支援事業、「捨てちゃダメ運動」(通勤路美化運動)の実施など社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

. 内部統制システムの概要

1 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)取締役会の行った決定に関する文書(職務執行に関する文書を含む)については、文書管理規定(保存期間原則10年)に基づき、厳重に保存し、検索しやすい方法で管理している。

(2)上記文書の閲覧・謄写・提出については、取締役および監査役の要請に対しては、速やかにこれに応じている。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理を専ら行う体制として、すでに、以下のとおりコンプライアンス管理規定を定め、コンプライアンス通報窓口を設けるとともに、J G M S (JEOL Group Management System)およびM D Q M S (Medical Devices Quality Management System)を運用し、さらに安全衛生委員会、危機管理委員会、輸出管理委員会、情報セキュリティ委員会およびB C P (事業継続計画)推進委員会を設置している。

(1)コンプライアンス管理規定を定め、コンプライアンス態勢の確立、適正な事業運営と健全な発展を図っている。

(2)コンプライアンス管理規定に基づいて、「日本電子企業倫理行動規範」を制定し、社外に公開するとともに、役員、従業員が法令等を遵守し社会倫理に従って行動するように努めている。

(3)コンプライアンス通報規定に基づいて、コンプライアンス通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めている。

(4)製品の品質管理の維持向上のため、J G M S およびM D Q M S を運用し、内部監査・外部監査に堪え得る管理体制を敷いている。

(5)安全衛生委員会は、労働安全衛生法および安全衛生管理規定に基づいて、総括安全衛生管理者を長とし、そのもとに各部門安全衛生委員をおき、労働者の危険、健康障害の防止その他事業者のなすべき法定事項の実施に努めている。

(6)危機管理委員会は、非常事態に対する予測を絶えず行い、これに備え、事態発生に対処することとしている。

(7)輸出管理委員会は、安全保障輸出管理規則に基づいて、外国為替および外国貿易法等の法令の遵守に努めている。

(8)情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティポリシーに基づいて、ネットワークと情報・データの可用性・完全性・機密性の確保に努めている。

(9)B C P (事業継続計画)推進委員会は、予測可能な範囲で、大規模な事故や災害等に備えて、事業継続計画を定め、実効性のある取組みを推進している。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数(定款上の定員の上限)の適正化など経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。

(2)定例の取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定と各担当取締役からの業務執行の状況の報告を行っている。これ以外にも、必要に応じ臨時に取締役会を招集している。また、取締役会全体の実効性について自己評価アンケート方式による分析・評価を行い、その結果の概要を顯示するとともに、課題への対応を図ることとしている。

(3)より実効性のあるスピーディな意思決定と事業運営ができる体制とするため、適切なメンバーによる「経営会議」を設け、絞り込んだテーマにつき検討を行っている。

4 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役および使用人に対し、法令・定款の遵守の徹底を機会あるごとに、取締役会、諸会合その他で強調している。また、業務執行中に生じた法令・定款上の疑義について集中的に相談・検討に応じる体制をとっている。

(2)会社の社会的責任を重視した社会貢献、コンプライアンス、リスクマネジメントについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「C S R 委員会」を設置し、その推進、強化に努めており、内部統制、リスクマネジメントに係る委員会ならびに内部監査部門、J G M S およびM D Q M S からの報告を受け、C S R活動に対する諮詢・提言を行うとともに取締役会に報告を行うこととしている。

(3)「業務監理室」にJ G M S およびM D Q M S を除く内部監査機能を集約している。

5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(当社に親会社はない)

(1)当社および関係会社からなるグループの運営については、グループ全体の重要方針・基本戦略の共有・浸透の場として「J E O L グループ経営会議」を適時に開催している。

(2)関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、それぞれの業務内容の当社への定期的な報告と重要案件についての当社との事前協議が行われている。このため国内グループ各社の総務・財務担当者との「関係会社アドミ会議」を定期的に開催し、グループの一体的運営の強化に努めている。また、海外の連結子会社間での情報共有の強化のため、「海外現地法人アドミ会議」を定期的に開催している。

(3)企業グループ各社による法令遵守の徹底を図り、経営効率化を進めるため、「国内関係会社に対する内部監査規定」に則して関係会社監査を実施している。さらに、海外については、年2回開催される東京ミーティングにおいて、ヒアリング等を通して意思疎通を図っている。

6 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の職務を補佐する部署として「業務監理室」を設置し、監査役の職務を補助すべき常勤スタッフを置いている。

7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

上記スタッフの就退任は、取締役と監査役の意見交換に基づいて行っており、職務の独立性については、周知徹底し、監査役の指示の実効性を確保している。

8 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは監査役会に報告しなければならないこと(会社法第357条)、および使用人も同様に監査役会に報告しなければならないことを、周知徹底している。

(2)子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、前号に準じて監査役会に報告しなければならないことを、第5項の「J E O L グループ経営会議」や「関係会社アドミ会議」を通じ、周知徹底している。

9 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役が前項の報告を受けた場合、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、周知徹底している。

10 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11 その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。

(2)監査役は、会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性を高めている。

. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。
- 2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関する情報の収集、管理を行っている。

. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社および関係会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「日本版SOX法監査委員会」を設置しており、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制を構築・運用し、定期的に評価している。

. 内部統制システムの運用状況の概要

- 1 内部統制については、内部統制システムの整備および運用状況を監査役が監視・検証し必要に応じて助言等を行うとともに、取締役会がモニタリングを実施し、その内容を確認している。
- 2 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況は、以下のとおりである。
 - (1) CSR委員会は、内部統制、リスクマネジメントに係る委員会ならびに内部監査部門、JGMSおよびMDQMSからの報告を受け、CSR活動に対する諮詢・提言を行うとともに取締役会に報告を行った。また、コンプライアンスに関する教育を実施した。
 - (2)「業務監理室」にJGMSおよびMDQMSを除く内部監査機能を集約し、内部統制システムの強化を図った。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要は、以下のとおりである。
 - (1) JGMSの運用に関し、JGMSマネジメントレビューを適宜実施した。
 - (2) MDQMSの運用に関し、MDQMSマネジメントレビューおよび薬機法安全管理委員会を適宜開催するとともに、社内巡視、社内教育、健康診断、ストレスチェック制度等を実施した。
 - (3)労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会を適宜開催するとともに、社内巡視、社内教育、健康診断、ストレスチェック制度等を実施した。
 - (4)危機管理委員会は、テロ、事故または自然災害等の非常事態が発生した際には、その都度、情報収集、安否確認および注意喚起を行う機能を有している。特に、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、危機管理委員会を毎月開催し、感染状況に応じた対応策を協議し全社へ発信するとともに(在宅勤務、時差出勤、出張・会食制限等)、緊急事態宣言下にあっては、社長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、より効果的・集中的な感染拡大防止策を実施した。
 - (5)輸出管理委員会を適宜開催するとともに、輸出管理内部規程(CP)に基づく教育を実施した。
 - (6)情報セキュリティ委員会を適宜開催するとともに、情報セキュリティに関する教育や標的型攻撃メール訓練を実施した。
 - (7)コンプライアンス通報窓口が通報または相談を受けた場合には、通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、適正に処理する仕組みを確保した。
 - (8)BCP(事業継続計画)推進委員会を適宜開催し、事業継続計画の更新を適宜行うとともに、訓練を実施した。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。
- 2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関する情報の収集、管理を行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

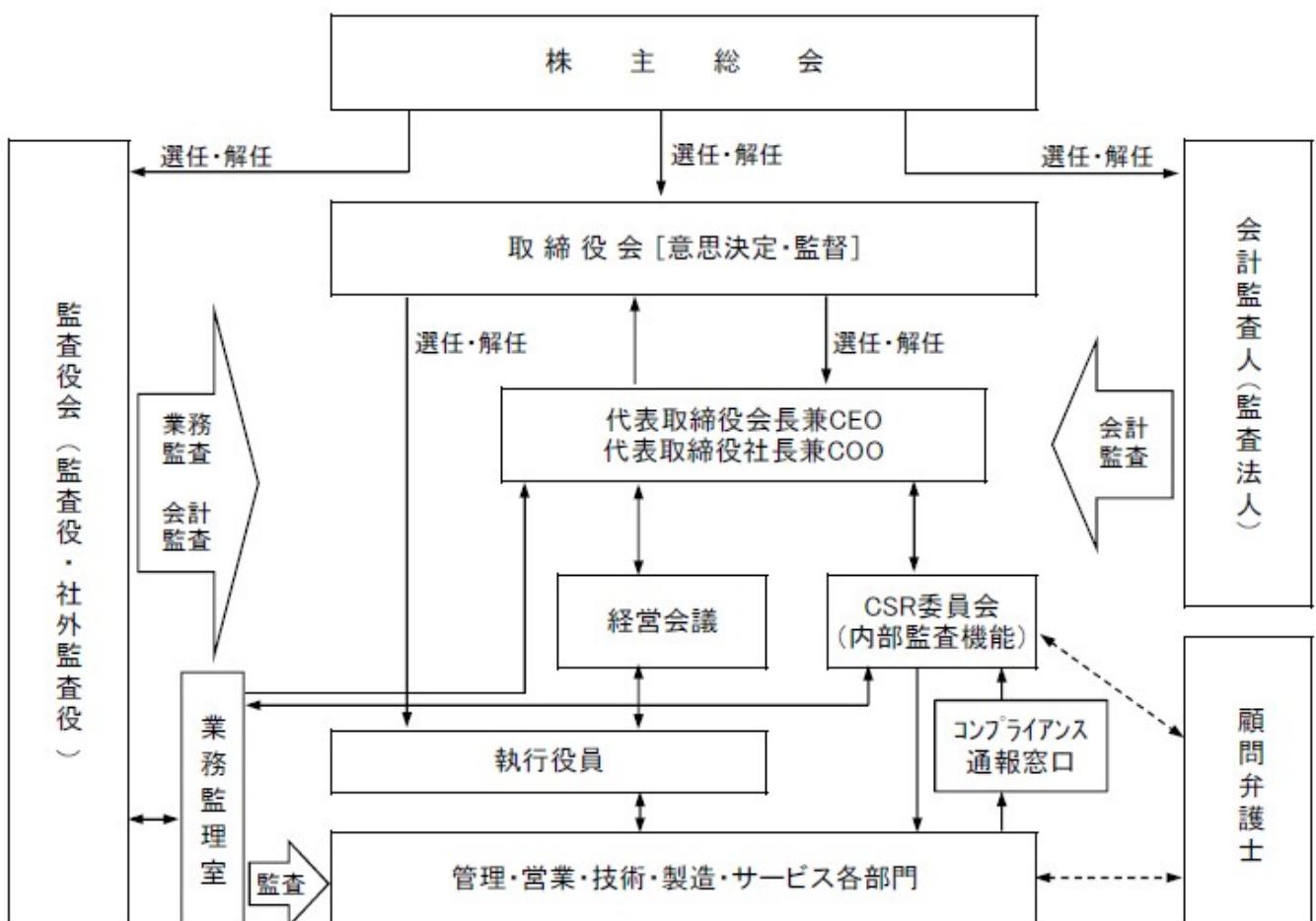
買収防衛策の導入の有無

なし

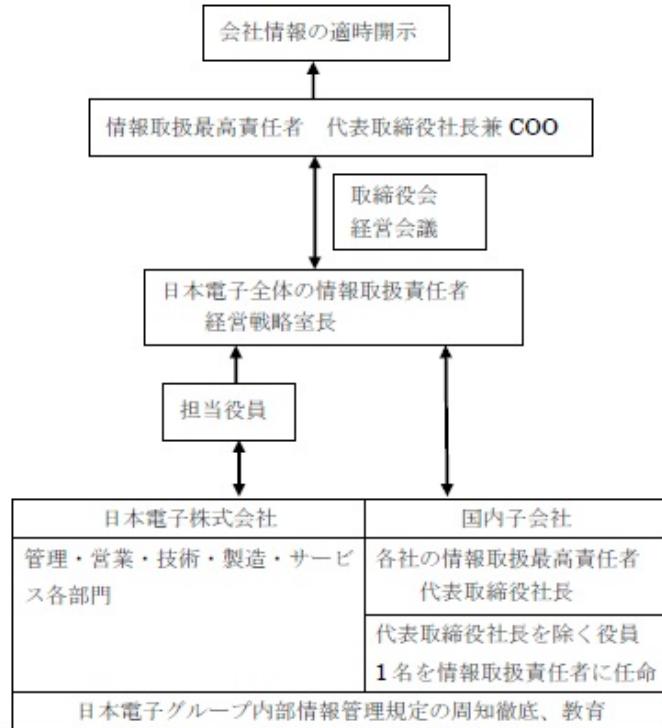
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要



以上